ける基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる取組の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。

さらに、以下に掲げる取組のうち、観光地域づくり実施基本方針の策定、各事業の管理及び評価並びに観光旅客、旅行業者等市場に対して一元的な対応を行う体制の構築については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業の実施については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等のマネジメントの下で行うことが期待される。

⑴　観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏内での共有を図ること。

①　観光圏としての特徴を明らかにした上で、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方

②　主たる観光旅客の属性及び競合する他地域との差別化並びに主たる滞在促進地区からの観光旅客の圏域内の具体的な動線等を勘案した各事業の役割や関係者間の連携等

なお、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光旅客の動向、ニーズ等の各種情報を収集するとともに、外部環境や内部環境、強みや弱み、機会や脅威を分析した上で、観光地域づくり実施基本方針を定期的に改善すること。

特に、主たる滞在促進地区については、観光圏整備事業の効果的な実施に重要な役割を担うことから、当該地区内の宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度等の把握を積極的に実施することが期待される。

⑵　観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線及び観光圏内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下の①から④までに掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏内における滞在・回遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、滞在促進地区における宿泊や観光圏内における移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

①　宿泊に関するサービスの改善及び向上

滞在促進地区は、宿泊施設の集積する地区としてだけではなく、観光圏における滞在の拠点であり、観光圏内の滞在・回遊を促す滞在プログラムの出発地として重要な役割を果たすことが期待される。

よって、宿泊事業者等を中心に、滞在促進地区で三に定める事業を重点的に実施することや法第十二条第一項に定める観光圏内限定旅行業者代理業を最大限活用し、滞在プログラム等の企画・立案、販売等を積極的に行うこと。滞在促進地区外であっても、必要に応じて宿泊サービスの向上のために行う創意工夫ある事業に取り組むこと。

なお、観光圏内限定旅行業者代理業については、滞在プログラム等の企画・実行を積極的に行う旅行業者（観光協会、旅館組合、ＮＰＯ法人等であるものを含む。）を所属旅行業者とするのが望ましい。

また、滞在促進地区内では、宿泊施設等の整備について、例えば、地域文化の展示、体験・交流の場の整備、外観の統一感を創出するための外壁整備、個人・グループ客へ対応した客室整備、地産食材の共同加工、泊食分離を行うための食堂・厨房の整備等の集客力向上を図るための創意工夫ある取組を行うこと。

②　観光資源を活用したサービスの開発及び提供

観光圏における滞在・回遊を促進するためには、滞在プログラムの充実を図ることが重要であることに鑑み、その構成要素となる滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけではなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、その魅力の向上を図ること。その際、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で取組を行うことが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、従来の観光資源の枠にとらわれない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者の育成に努めるとともに、ガイドも含めた幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

③　移動の利便性の向上

移動手段の確保は、快適で満足度の高い旅行を実現するために重要である。観光圏へのアクセス及び観光圏内における移動については、鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通に加え、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等様々な移動手段が想定される。このため、効果的な移動手段を確保する観点から、交通事業者等の関係者を中心に、主たる滞在促進地区を始めとした観光圏内の滞在促進地区や滞在コンテンツの状況及び二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線に留意しつつ、現状における課題等を踏まえ、優先度の高い移動手段について利便性の向上を図ること。

また、拠点となる鉄道駅、空港等から観光圏までのアクセス及び観光圏内における移動については、移動自体が快適かつ楽しいものとなるよう、例えば、移動ルート周辺の景観改善や滞在コンテンツとの組合せを行う等創意工夫ある取組を行うこと。

④　情報提供の充実強化

観光旅客が地域の魅力に十分触れ、満足度が高い滞在を促進するためには、観光旅客が必要とする情報やサービスを的確に提供できる受入環境の構築と、行政区域にとらわれない総合的な情報提供が重要である。観光案内の姿勢については、受け身ではなく、観光旅客の旅行目的及びニーズを踏まえた提案型の案内が期待され、その実現のため、第三種旅行業等の登録を受けた民間組織等によるメリハリのある積極的な情報提供を行う体制を構築すること。